

# 原村医療費特別給付金制度のあり方について

## 答 申 書

老人医療費特別給付金制度は運用開始当初 75 歳以上の方を対象としていました。その後医療保険が定額制から定率制となり、本人負担額が増加、また対象年齢が 65 歳に引き下げられた経緯もあり、平成 26 年度からは支給額が 1 億円を超えました。

平成 28 年度から、老人医療費特別給付金の支給開始年齢を引き上げ、今年度は 67 歳以上となりました。

村全体の施策の見直しのひとつとして、老人医療費特別給付金制度について、支給額を 7 千万円程度にしたいので、支給対象年齢引き上げ以外にも、改正が必要であるかを含めた今後の方向付けについて、当委員会の意見を聴きたいと諮問がありました。

当委員会の統一見解は、現在は 70 歳への年齢引き上げの途中期間であるため、老人医療費特別給付金の給付割合の変更については、特例措置の終了する平成 36 年度(2024 年)から検討していくこと。ただし、それまでにできることとして、

- ① 県外医療機関分は対象外とする。
- ② 申請書の提出期限を 1 年から 3 か月程度に変更する。
- ③ 診療同一月の申請回数を 1 回のみとする。
- ④ 村税等の滞納者には給付しない。
- ⑤ 村外からの住所地特例者は対象外とする。
- ⑥ 居住要件を設ける。

などの見直しを早急に行うこと。

国では、75 歳以上の後期高齢者医療保険の負担割合を、一般の人は 1 割から 2 割に移行する動きがあり、村の財政は更に逼迫すると思われる。このことから、いずれは一律 1 割助成に移行していかなければ、この制度自体の廃止を決定せざるを得ない時が来るのは明白である。しかしながら、原村のブランドイメージのひとつであるこの制度を、維持存続していくためには、長寿化時代に向け、住民の健康管理や健康増進事業に力を入れた方策を探り、財政全体について見直しを行い、収入増に向けた、新しい施策の検討を求め、付帯意見を付して当委員会の意見として答申します。

### 付帯意見

病気にならないための健康維持施策を充実してほしい。